

# ○山梨県警察非常通報装置の設置及び運用要領

平成24年3月22日  
通達（通企）第86号

## 第1 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置が執られている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）等における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

## 第2 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置でないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) (1) から (4) までに掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

## 第3 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

- 1 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。
- 2 1の申請は、設置者が、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して本部長あてに、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。
  - (1) 非常通報装置設置申請書（第1号様式）
  - (2) 設置施設付近の見取図

(3) 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの

- 3 管轄警察署長は、1の申請について必要な調査及び指導を行った上、その結果を非常通報装置設置に関する調査書（第2号様式）により本部長に報告するものとする。
- 4 本部長は、3の管轄警察署長の報告に基づき、1の申請について、第1の施設に該当し、かつ、第2の要件を満たすことを確認するものとする。
- 5 本部長は、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。
- 6 本部長は、調査の結果、申請が適正であると認めるときは、非常通報装置設置承認書（第3号様式）を管轄警察署長を経由して設置者に交付するものとする。
- 7 本部長は、1の申請について、第1の施設に該当せず、又は第2の要件を満たさないと認められる場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。
- 8 設置者は、本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。
- 9 設置者が1の申請の内容を変更する場合は、必要な範囲で1から8までの手続を準用するものとし、非常通報装置変更届（第4号様式）により管轄警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。
- 10 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくものとする。
- 11 設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を非常通報装置誤報措置報告書（第5号様式）により管轄警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。
- 12 設置者は、設置施設ごとに運用責任者を置き、8、10及び11の事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わせるものとする。
- 13 設置者は、非常通報装置を廃止する場合は、非常通報装置廃止届（第6号様式）により管轄警察署長を経由して本部長あてに提出するものとする。
- 14 生活安全部通信指令課長及び管轄警察署長は、非常通報装置設置者名簿（第7号様式）を備

え付け、非常通報装置の変更又は廃止等の状況を明らかにしておくものとする。

- 1 5 本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求めるものとし、なお設置者がこれに従わない場合は、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

#### 第4 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- 1 本部長又は管轄警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確保に関して本部長又は管轄警察署長が行う指導に従うよう、第3の手続について、あらかじめ十分に説明するものとする。
- 2 本部長及び管轄警察署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているかなど、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているかなどについて検証するものとする。
- 3 本部長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないかなどについて検証するものとする。

#### 第5 経過措置

従前の非常通報装置及びこれに相当する装置は、本要領の非常通報装置として取り扱うものとし、従前の取扱いを変更する必要がある場合については、速やかに必要な措置を講じるものとする。

#### 第6 実施年月日

この要領は、平成24年3月22日から実施する。

様式 略